江府町公共施設あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 江府町の公共施設の再編及び有効活用に関する事項について意見等を求めることを目的として、 江府町公共施設あり方検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において「公共施設」とは、江府町が保有している公共の用に供する施設のうち、小学校及び中学校の教育施設並びに道路、橋りょう、河川、上水道、下水道施設等の社会的インフラを除いたものをいう。ただし、公共施設の有効活用に関する事項については、小学校及び中学校の教育施設を含むものとする。

(所掌事項)

- 第3条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、検討結果を町長に提言する。
 - (1) 公共施設の再編方針及び活用方針に関する事項
 - (2) 前各号に掲げるもののほか、公共施設のあり方に関する事項

(組織)

- 第4条 委員会は、委員11人以内をもって組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。
 - (1) 地方公共団体の行財政及び公共施設の有効活用に関する学識経験者及び有識者
 - (2) 公募により募集した町民

(任期)

- 第5条 委員の任期は、委嘱日から平成32年3月31日までとする。
- 2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

- 第6条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。
- 2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員の中から委員長があらかじめ指名した者が その職務を代理する。

(会議)

- 第7条 委員長は、委員会の会議を招集し、会務を総理する。
- 2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聞き、又は必要な資料の提出を求めることができる。
- 5 委員会の会議は、原則公開によるものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。